

盛岡市立繫小学校跡地活用事業者公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、盛岡市立繫小学校跡地活用事業者について、公募型プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から優先交渉権者を選定するに当たり必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、盛岡市財政部資産経営課において実施する、第6の審査項目による書類審査（以下「一次審査」という。）及び、提案書類及び参加者のプレゼンテーション等による審査（以下「二次審査」という。）により、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

2 参加者が3者を超える場合においては、一次審査を実施し、上位と評価された3者により、二次審査を行う。なお、一次審査の結果は、二次審査に影響を与えない。

3 参加者が3者以下の場合は、一次審査は実施しない。

4 参加者が1者のみであった場合にも、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査を実施する。

(資格確認)

第3 参加者が参加資格要件を満たしていることの確認は、資産経営課が行う。

(一次審査)

第4 一次審査は、次に掲げるものを審査員として指名し、提案書類により審査を行う。

- (1) 盛岡市財政部資産経営課長
- (2) 盛岡市財政部資産経営課長補佐
- (3) 盛岡市財政部資産経営課副主幹

(二次審査)

第5 二次審査は、次に掲げる者を審査員として指名し、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査を行う。なお、審査員が欠席する場合は、代理者を立てた上で審査を実施する。

- (1) 盛岡市政策統括特別参与
- (2) 盛岡市財政部資産経営課長
- (3) つなぎ地区の代表 2名

(審査基準)

第6 審査項目は次のとおりとする。なお、審査における配点等については、別紙「盛岡市立繫小学校跡地活用事業者公募型プロポーザル審査シート」のとおり定める。

- (1) 事業の内容
- (2) 地域貢献・連携
- (3) エリアの活性化
- (4) 資金計画
- (5) 応募者の適格性・実績及び対応

(二次審査の審査方法)

第7 審査員は、提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに採点を行う。

2 審査は、審査基準に基づいて企画提案書等の内容を審査し、参加事業者ごとに、審査員がそれぞれ 100 点満点で採点を行う。

(優先交渉権者の選定)

第8 各審査員が採点した全ての審査項目の合計点数が6割に満たない場合は失格とする。

2 各審査員が採点した全ての審査項目の合計点数が最も高い参加者を優先交渉権者として決定し、次に得点の高かった者を次点者として選定する。

3 前項の場合において、最高得点者又は次点者が複数の場合は、同点の者を比較して(5)審査基準の配点の高い項目(「エリアの活性化」→「地域貢献・連携」→「資金計画」→「応募者の適格性・実績及び対応」→「基本理念・方針」)の得点の高い順に選定する。

4 審査項目(「基本理念・方針」「地域貢献・連携」「エリアの活性化」「資金計画」「応募者の適格性・実績及び対応」)のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目がある場合は失格とする。

(審査結果の通知)

第9 審査結果は各参加者へ書面により通知する。

盛岡市立繫小学校跡地活用事業者公募型プロポーザル審査シート

審査員氏名：

参加者名：

<審査項目及び点数>

審査項目	審査の観点	配点	ウエイト	得点
事業の内容	基本理念・方針に魅力があり発展が期待できるか	/4	×2	/8
地域貢献・連携	地域住民との交流や連携に意欲的か	/4	×3	/12
	地域利用スペースの管理・運営は適正か	/4	×3	/12
エリアの活性化	地域経済の活性化が期待できるか	/4	×3.5	/14
	地域雇用への配慮はあるか	/4	×2	/8
	多くの利用者を呼び込み、国内外に向けて広い発信が見込めるか	/4	×3.5	/14
資金計画	事業の実現性・継続性は見込めるか 賃料の支払いに支障のない根拠はあるか	/4	×3	/12
	設備や内装の初期コストを把握しているか。事業の収支計画は妥当か	/4	×2	/8
応募者の適格性・実績及び対応	応募者の適格性及び関連事業の実績等があるか	/4	×1	/4
	説明に説得力があるか、質疑に対する受け答えは妥当であるか	/4	×2	/8
				/100

点数の基準

4・・・非常に適切・非常に優秀・非常に効果的

3・・・適切・優秀・効果的

2・・・普通

1・・・やや不十分・やや劣る

0・・・不十分・劣る